

（第1面）

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

6 年 5 月 16 日

（宛先）長野市長 荻原 健司 様

提出者

住 所 長野市篠ノ井布施五明404

氏 名 株式会社 岡村吉建設

代表取締役 岡村 吉人

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 026-292-0529

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 第79条第2項 の規定により、 5 年度の
産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	株式会社岡村吉建設
事 業 場 の 所 在 地	長野市篠ノ井布施五明404
事 業 の 種 類	土木工事業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和 5年 4月 1日 ～ 令和 6年 3月 31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項 目	目 標 値	項 目	目 標 値
排 出 量	507.00t	全 処 理 委 託 量	507.00t
自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	13.66t
自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量		再生利用業者への 処 理 委 託 量	
自 ら 中 間 処 理 に よ り 減 量 す る 産 業 廃 棄 物 の 量		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	

※事務処理欄

産業廃棄物処理計画実施状況（産業廃棄物の実績の量）

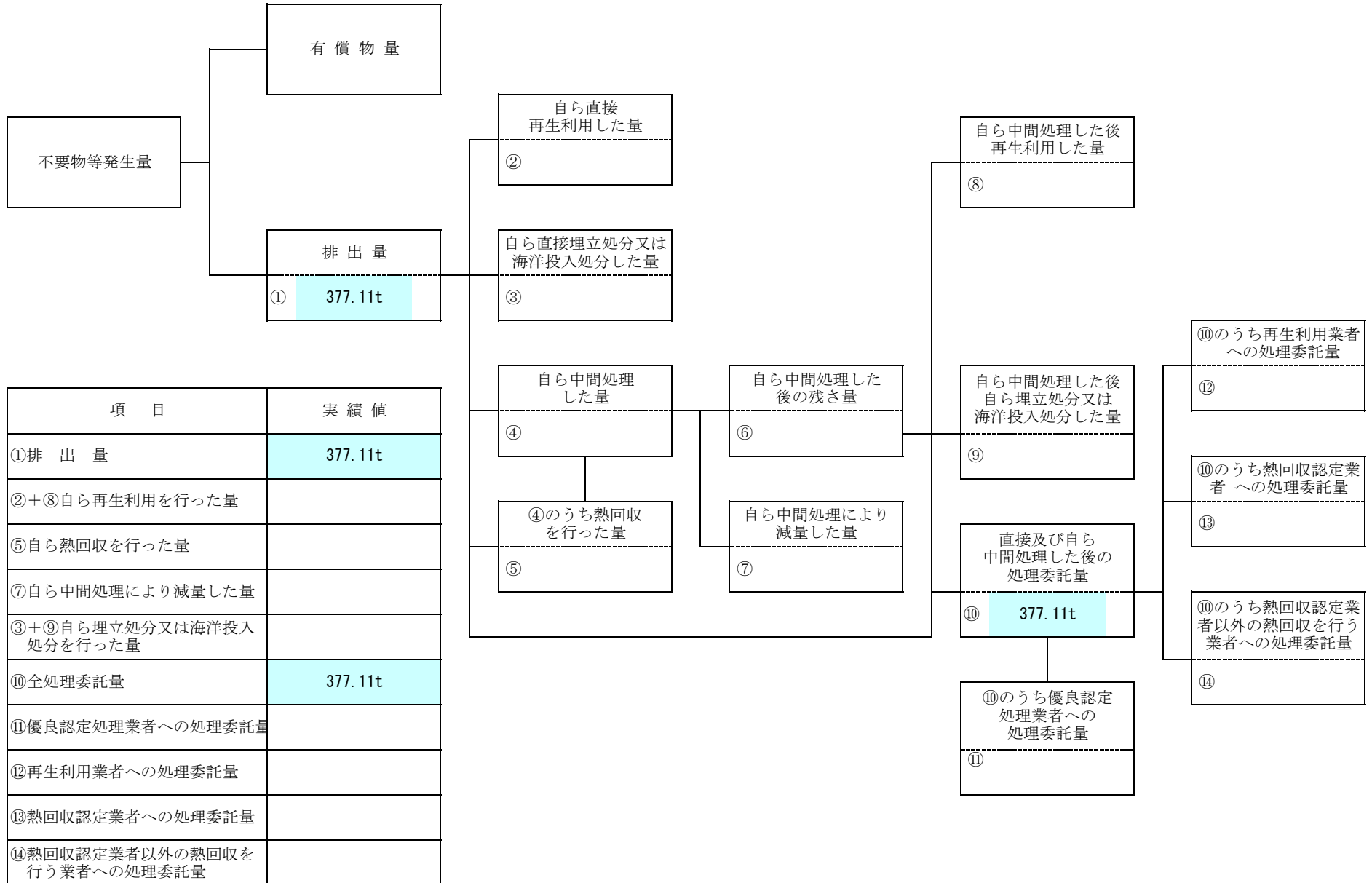
		目標値	産 業 廃 棄 物 の 種 類 (実績値)											合 計	
			がれき類(コンクリがら、 廃アスファルト等)	木くず	廃プラスチック(廃タイヤ、発泡)	建設混合廃棄物(安定型、管理型)	ガラス・コンクリート・陶磁器くず(石炭灰等)	紙くず	金属くず	石綿含有産業廃棄物	汚泥(上・下水、建設、その他)				
排 出 量	①	507.00t	377.11t	66.75t	8.12t	0.39t	1.53t	0.96t	15.29t	5.92t	1.49t				477.55t
自ら直接再生利用した量	②														
自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	③														
自ら中間処理した量	④														
④のうち熱回収を行った 量	⑤														
自ら中間処理したのちの 残さ量	⑥														
自ら中間処理により 減量した量	⑦														
自ら中間処理したのち 再生利用した量	⑧														
②+⑧自ら再生利用 を行った量															
自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	⑨														
③+⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量															
直接及び自ら中間処理 したのちの処理委託量	⑩	507.00t	377.11t	66.75t	8.12t	0.39t	1.53t	0.96t	15.29t	5.92t	1.49t				477.55t
⑩のうち優良認定処理業 者への処理委託量	⑪	13.66t		0.95t	4.31t		1.53t		15.29t		1.49t				23.56t
⑩のうち再生利用業者 への処理委託量	⑫														
⑩のうち熱回収認定業者 への処理委託量	⑬														
⑩のうち熱回収認定業者 以外の熱回収を行う業者 への処理委託量	⑭														

※ 記入に当たっては、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」第3面備考の4を参照してください。

(第 2 面)

計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: がれき類(コンクリがら、廃アスファルト、レンガ片等))

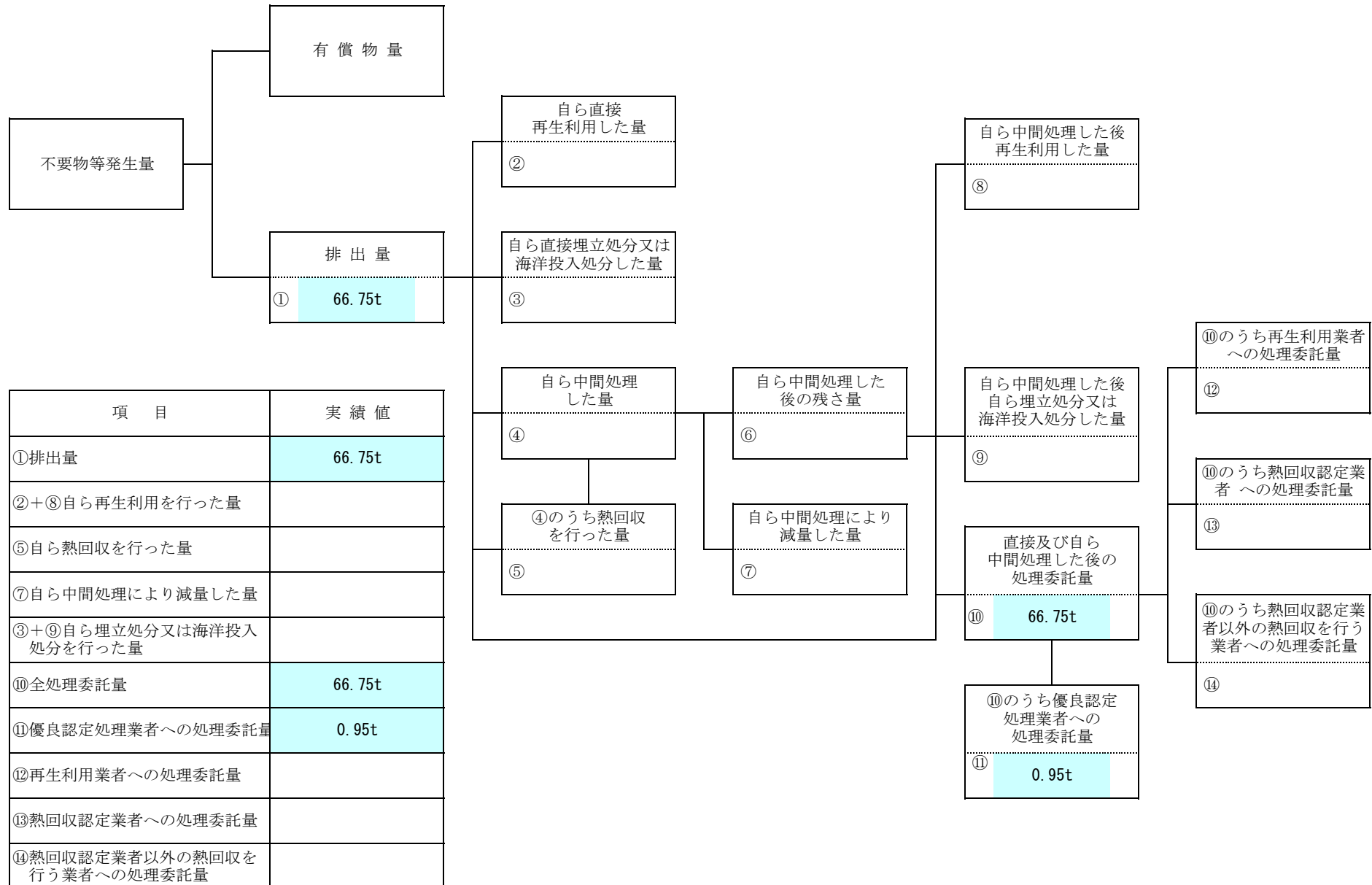


計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類:

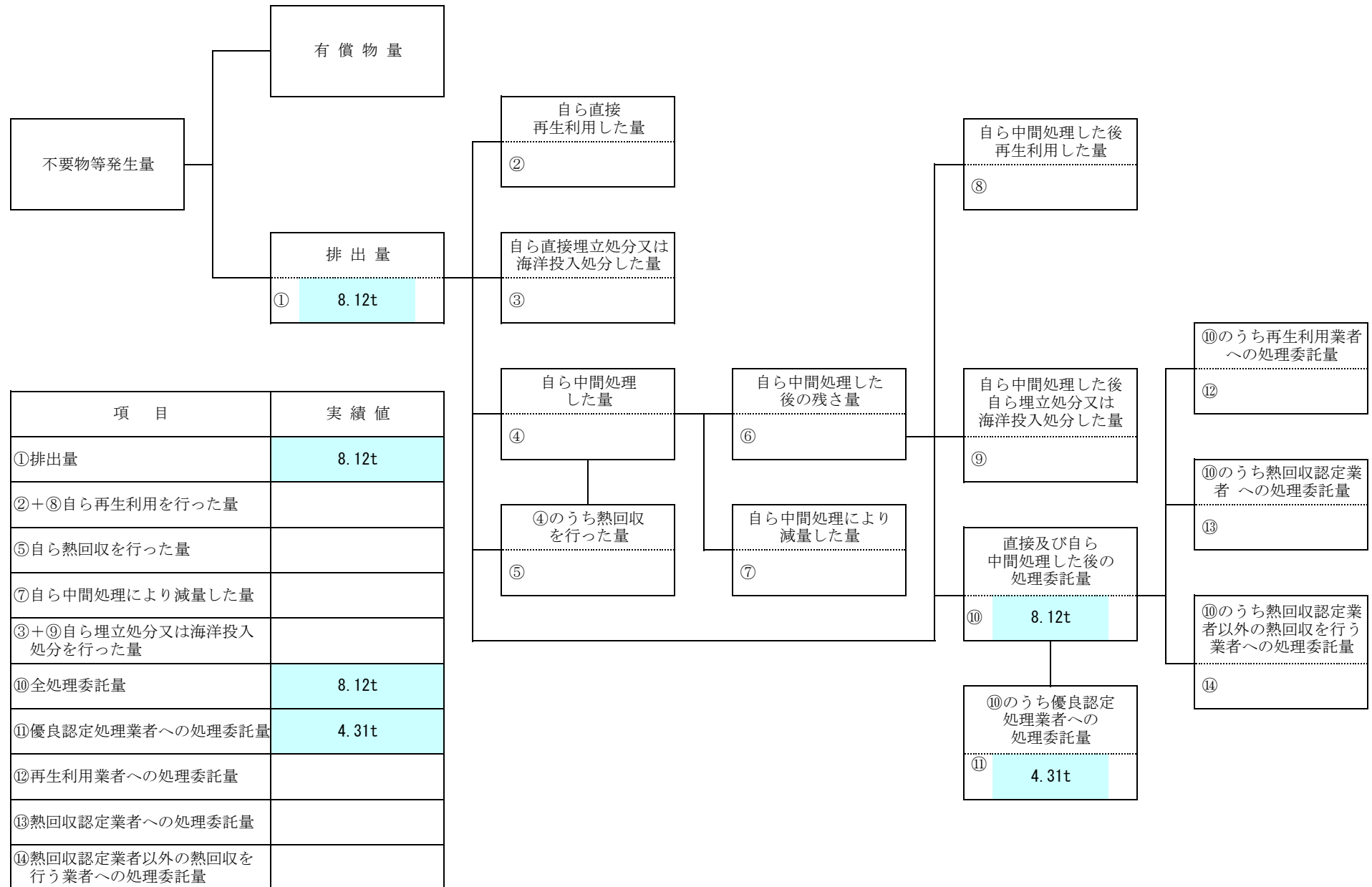
木くず

)



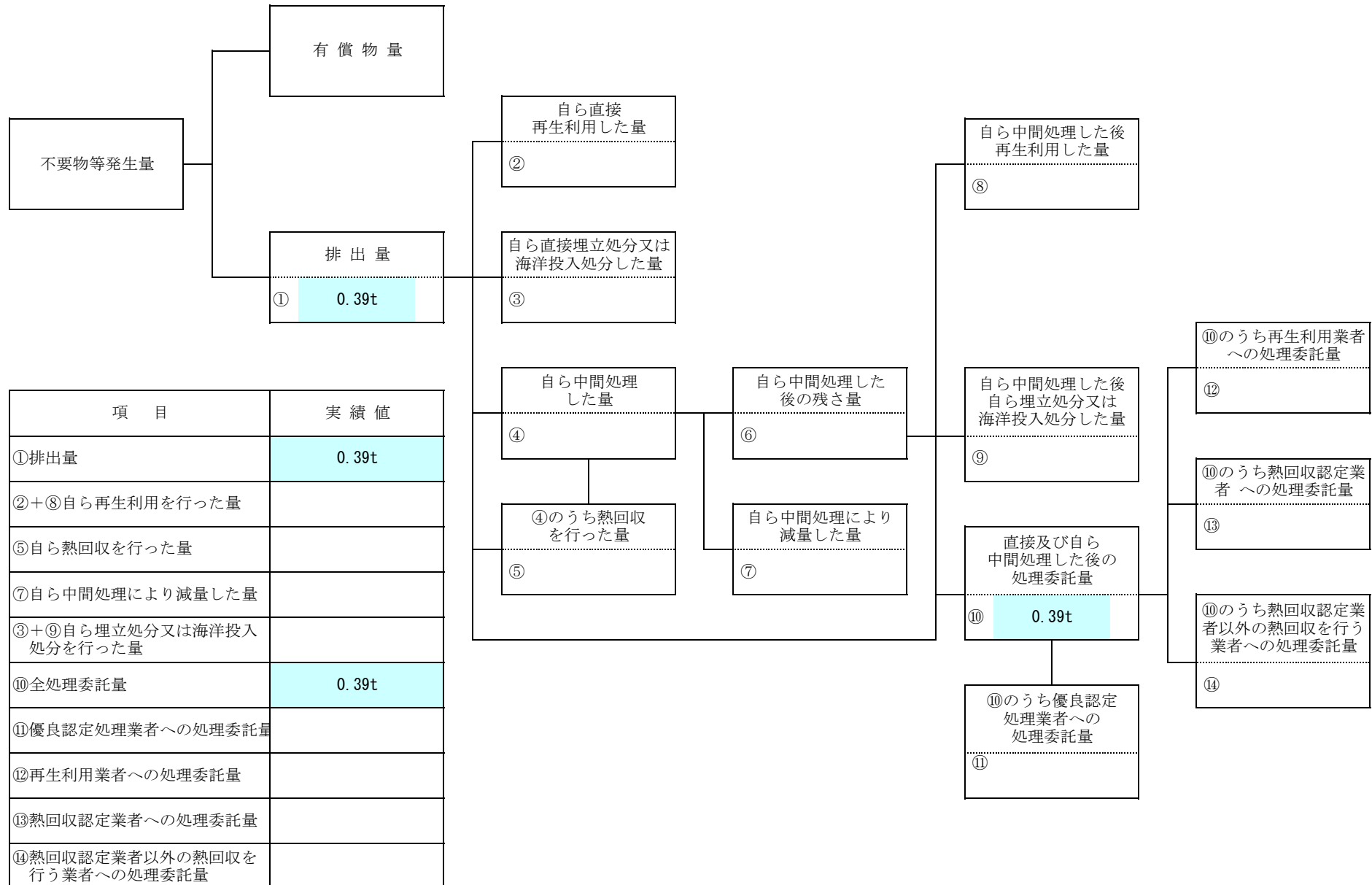
計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック(廃タイヤ、発泡スチロール含む))



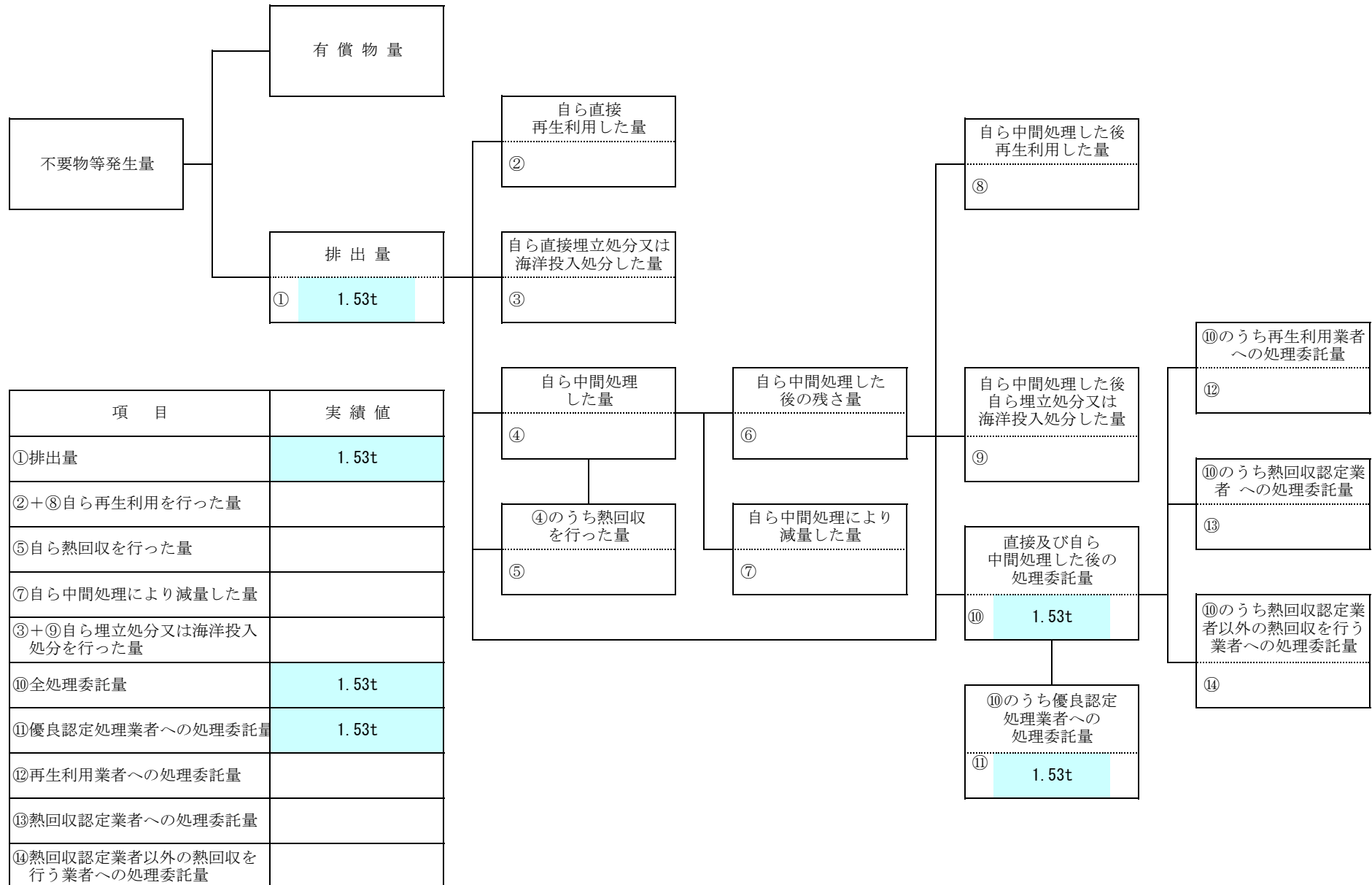
計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: 建設混合廃棄物(安定型、管理型))



計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず(石膏ボード含む))



計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類:

紙くず

)

有 償 物 量

不要物等発生量

排 出 量

①

0.96t

自ら直接
再生利用した量

②

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量

③

自ら中間処理
した量

④

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨

⑩のうち再生利用業者
への処理委託量

⑫

⑩のうち熱回収認定業
者 への処理委託量

⑬

⑩のうち熱回収認定業
者以外の熱回収を行う
業者への処理委託量

⑭

自ら中間処理により
減量した量

⑦

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩

0.96t

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪

項 目	実 績 値
①排出量	0.96t
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行った量	
⑩全処理委託量	0.96t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を 行う業者への処理委託量	

計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類:

金属くず

)

有 償 物 量

不要物等発生量

排 出 量

① 15.29t

自ら直接
再生利用した量

②

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量

③

自ら中間処理
した量

④

④のうち熱回収
を行った量

⑤

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥

自ら中間処理により
減量した量

⑦

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩ 15.29t

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪ 15.29t

⑩のうち再生利用業者
への処理委託量

⑫

⑩のうち熱回収認定業
者 への処理委託量

⑬

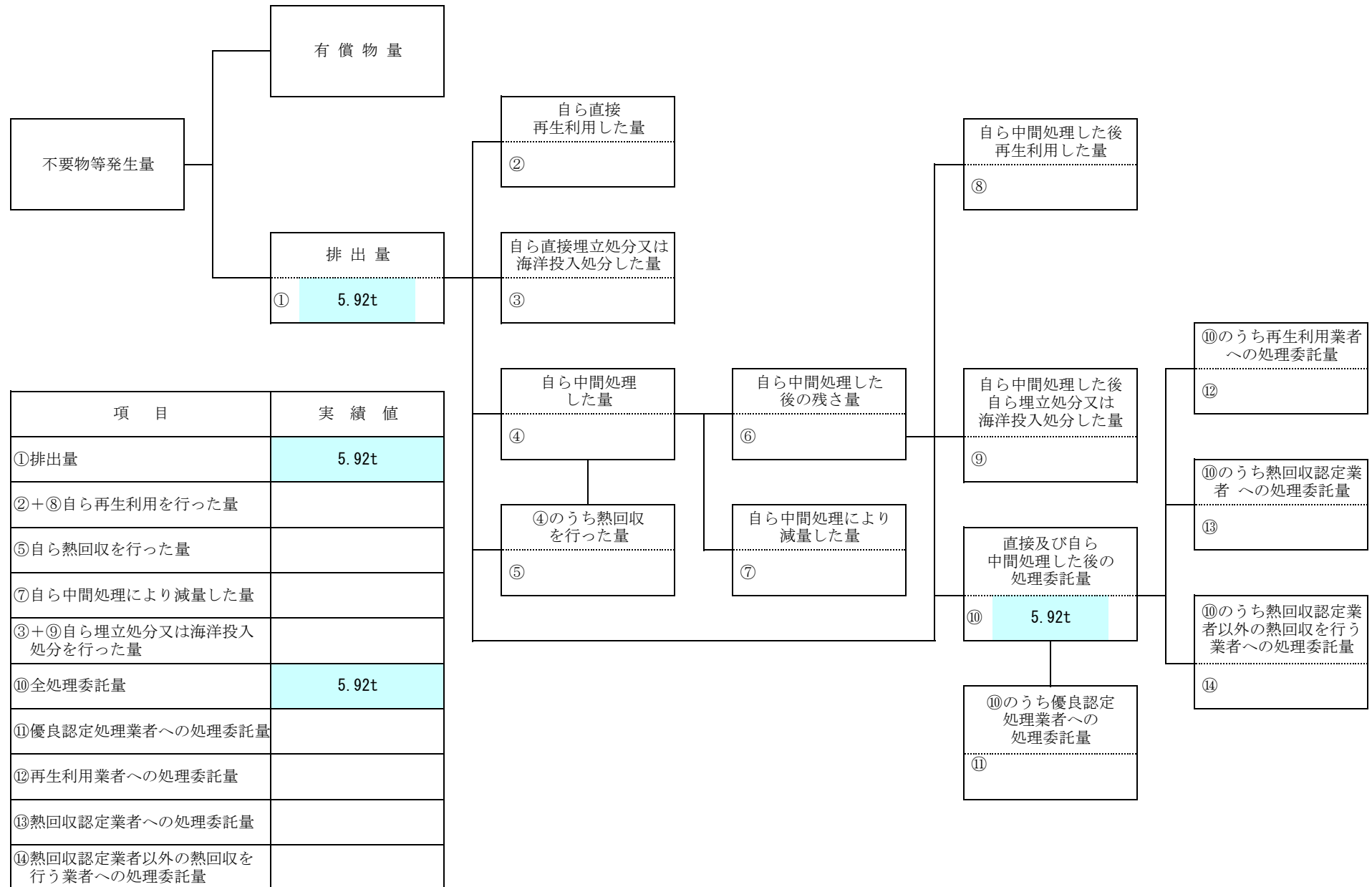
⑩のうち熱回収認定業
者以外の熱回収を行う
業者への処理委託量

⑭

項 目	実 績 値
①排出量	15.29t
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	15.29t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	15.29t
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

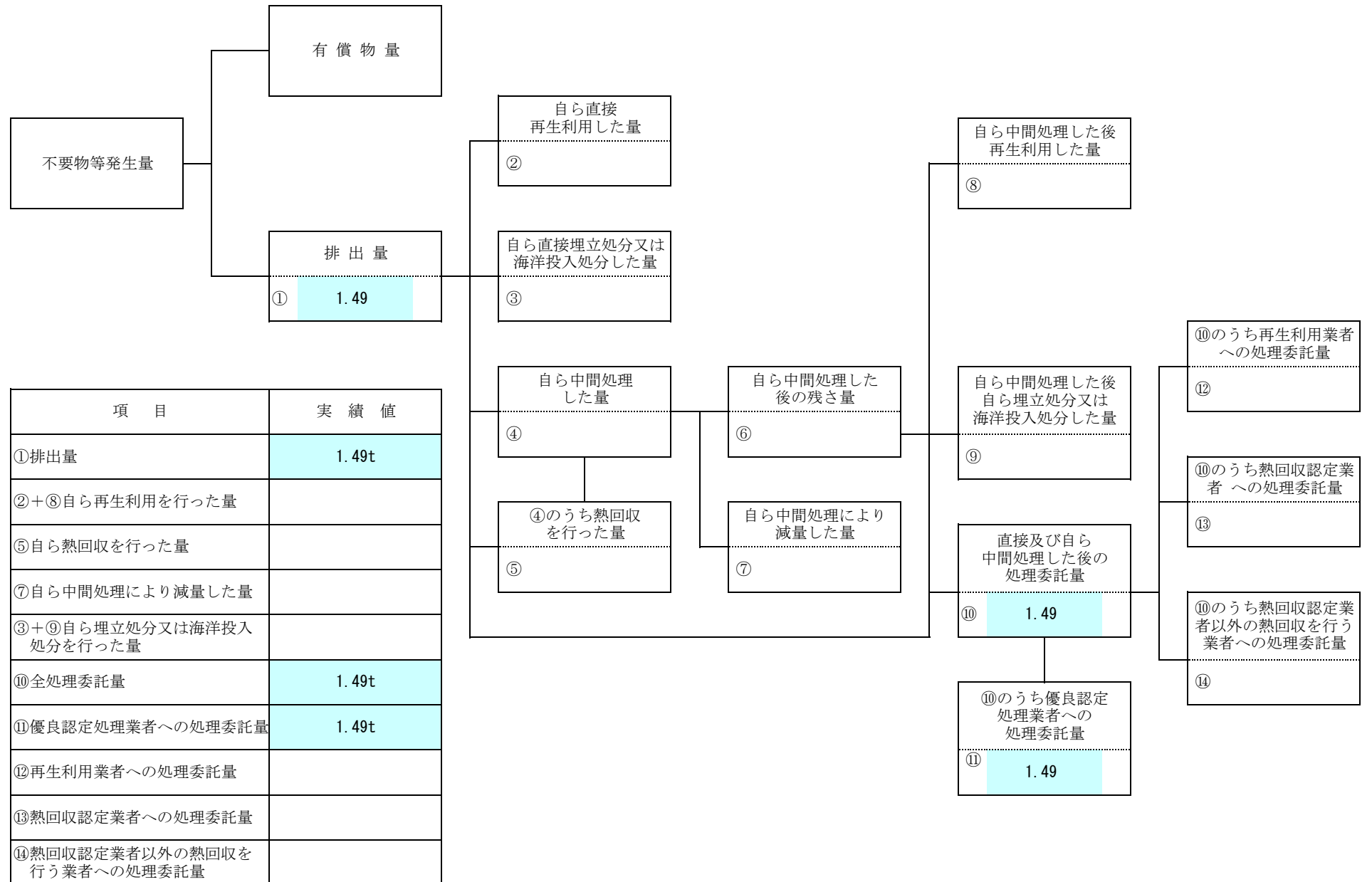
計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: 石綿含有産業廃棄物)



計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: 汚泥(上・下水、建設、その他))



備 考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が12以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。